

新規商品類型に係る提案募集について
(2022年度 募集要項)

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 提案募集の目的・概要

エコマークでは、毎年度、エコマークの対象として相応しい製品またはサービス分野の商品類型の提案を広く一般より募集し、これをもとに、次年度に新たにエコマーク認定基準の策定を行う商品類型を選定します。

つきましては、2023年度以降に新たに認定基準の策定を行うエコマーク新規商品類型の選定に向け、2022年10月1日よりエコマーク新規商品類型の提案を募集します。

2. 提案募集の対象

(1) エコマークの対象として相応しい類型（製品またはサービス分野）であって、2023年度以降においてエコマーク認定基準の策定を行う商品類型です。

本年度は、特に以下の提案を重点的に募集します。

- ・ 消費者に身近な製品・サービス
- ・ カーボンニュートラルや資源循環などに資する土木製品（No. 131「土木製品 Version1」で対象とされていない資材または工法など）

(2) エコマークの対象となる商品類型は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを消費者に奨励することが環境保全のためになると認められる商品類型に属するものです。

- | |
|--|
| <p>① その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと</p> <p>② その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと</p> |
|--|

※ エコマーク事業実施要領 2. エコマークの対象となる商品の基本的要件

→ <https://www.ecomark.jp/office/guideline/yoko/>

(3) 現在策定されている商品類型は73分野で、その内容はエコマークウェブサイトで確認できます。

商品類型(認定基準)の紹介 → <https://www.ecomark.jp/nintei/>

(4) 応募いただいた提案内容については、事務局からの提案と併せて、下記選定方針により検討し、エコマーク企画戦略委員会の総合的な評価の上、決定することとしています。

[選定方針] ※

- (1) エコマークとして認定基準を設定することで、社会に大きな影響を与えることができること
- (2) エコマーク商品を選択・利用することにより、環境への負荷を大幅に低減できること
- (3) 認定基準を策定することにより、より多くの事業者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できること

(4) エコマーク商品を普及することにより、より多くの消費者の行動を持続可能な社会の形成に向けて
転換・誘導できること

※ エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドライン I 商品類型選定の方針
→ <https://www.ecomark.jp/pdf/EM0201.pdf>

3. 提案書の提出及びヒアリング

(1) 提案書の様式

1) 提案書は、所定の書式「エコマーク商品類型新規選定提案書（様式1）」を使用してください。
様式は、エコマークウェブサイトからダウンロードできます。

「エコマーク商品類型新規選定提案書（様式1）」→ <https://www.ecomark.jp/word/ysl.doc>

2) 書類作成の際には、別紙「エコマーク商品類型提案要領」を参考にしてください。

エコマーク商品類型提案要領 → <https://www.ecomark.jp/pdf/teianyouryou.pdf>

3) 必要に応じ、補足資料などを添付してください。

(2) 提案書の提出方法、提出期限及び提出先

提案書（様式1）、添付書類の提出は、原則、電子メール添付（ストレージ等の利用可）にて送付してください（件名に「新規商品類型提案」を明記してください）。電子メール添付での提出が難しい場合には、郵送またはファクシミリで提出してください。なお、郵送の場合は封筒に「新規商品類型提案」と朱記してください。

(備考) 今回の募集を通じてエコマーク事務局が知り得た情報は、エコマーク事業の目的以外に使用することはありません。外部に開示・漏洩することはありません。

2) 今年度の募集期間

受付開始：2022年10月 1日（土）

受付締切：2022年10月31日（月）

※ 2022年10月31日（月）の消印があるものまで有効です。

3) 問い合わせ先ならびに提出先

公益財団法人日本環境協会

エコマーク事務局 基準・認証課

E-mail：info@ecomark.jp

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階

TEL：03-5829-6284 FAX：03-5829-6281

(3) 提案者へのヒアリング

必要に応じて、提案者に対するヒアリングを実施し、提案内容の確認をさせていただきます。なお、ヒアリングを実施する場合は、別途連絡させていただきます。